平成28年1月6日からの近畿レインズ仕様変更内容について

## ●(売却依頼主向け)物件確認の流れと注意事項について

平成28年1月6日より、売り物件の「専属専任」または「専任」媒介物件について、 売却依頼主がレインズの登録内容をインターネット上の専用確認画面で直接確認できる ようになります。詳細について以下をご確認ください。

<証明書レイアウトイメージ(平成28年1月6日以降)>



- 平成28年1月以降に近畿レインズから発行される証明書に「登録内容確認URL」
  「確認用ID」「確認用パスワード」が記載されます。(売り物件の「専属専任」または
  「専任」媒介物件のみ)
- 元付業者から証明書を受け取った売却依頼主は、証明書に記載されている確認用IDと パスワードを使って、専用画面にログインすることとなります。
- 平成28年1月以降、売却依頼主に証明書を渡す際に、必ず『売却依頼主物件確認案内書※』を一緒にお渡しください。
   ※売却依頼主に本機能の概要を説明するためのリーフレットです。当機構ウェブサイトやレインズIP型システム内からPDF文書でダウンロードすることができます。
   (両面印刷・A4サイズ1枚)

売却依頼主物件確認案内書はこちらをクリックしてご確認いただけます

## <売却依頼主の画面遷移イメージ>



面積計測方式 : 専有面積 : 123.00㎡

<注意事項>

- 「確認用 ID」と「確認用パスワード」は、物件番号に紐づいて物件ごとに発行されま す。物件が「再登録」されると、物件番号が変わりますので、「確認用 ID」と「確認用 パスワード」も変わります
- 自社の登録物件の「確認用 ID」と「確認用パスワード」は、自社物件一覧画面上で確認できます



- 物件が成約登録されるまたは掲載期間満了等で削除されると、売却依頼主は当該物件の確認用画面にログインできなくなります
- ・ 平成28年1月6日の運用開始時点で在庫物件に対する「確認用ID」および「確認 用パスワード」の自動発行は行いません。1月6日以降に、物件が「変更」または「再 登録」されたときに発行されます